

大阪市との「団体協議」

私もメンバーである夢洲懇談会は、万博や IR カジノの環境アセスメントなどについて、大阪市環境局と協議を続けてきた。9月5日に再質問して、10月18日に回答が届いた。11月29日に再び協議を行うが、夢洲の IR カジノについて回答を記録しておきたい。

2-(1) IR 事業用地の土地対策について

「液状化対策等の IR 事業用地の土地課題については、IR は、国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR 事業用地としての適正確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者責任に加えて、IR を核とした国際観光拠点の実現や臨海地域の活性化などの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として、大阪市が負担をすることとしたものです。これまでの埋立地においては、液状化の調査結果等がない状態で、瑕疵担保、契約不適合責任を負わないという特約を付したうえで、一般競争入札により価格競争のうえ、土地売却等を実施しております。一方で、IR の事業者公募については、賃料を固定したうえで、IR 用途に限定し、事業者から IR 事業の提案を求めるスキームで、これまでのスキームとは異なるものであり、また、公募段階で液状化層の存在等が判明したものです。

2-(2) 工事事業者との契約条件等

「本市は、土地課題対策に要する費用の負担にかかり、その実施内容及び費用負担の妥当性を確保し、適切に管理するための枠組みを構築することとしています。具体的には、事業者との契約等において、土地課題対策の実実施計画に係る事前協議、並びに、本市の負担額認定の考え方や認定手順等を定めることとしており、本市の負担額の認定手続きとして、例えば、土地課題対策に係る工事の着工の3ヶ月前までに、SPC に対して、設計図書、数量計算書、積算資料、工事計画図面等資料の提出を義務付け、これらを踏まえて、本市は予定価格の算出等の検討を行い、本市の負担に係る概算予定額の認定を行うこととしています。さらに、対策工事の完了後には、SPC に対して出来形報告書、出来高報告書等の提出を義務付け、これらを踏まえて、本市の最終的な負担額の認定を行うこととしています。

2-(3) 地盤改良事業が環境アセスメントの対象でないとする根拠

「液状化対策の検討にかかり、大阪府・市は、令和3年12月1日に「IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置し、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。現時点においては、対策内容は詳細を検討中ですが、液状化対策等にかかる施工区域の面積は、50ha 未滿となるため、事業規模から大阪市環境影響評価条例の対象事業に該当しないものです。」

(2022年11月24日)